

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | |
|----------------------------|-----------|--|---------|
| 処 分 名 | | サンホーム滝呂及びふれあいセンター姫の目的外利用の許可 | |
| 根拠法令及び条項 | | 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項 | |
| 所 管 部 課 名 | | 福祉部 高齢福祉課 | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 3 号)第 10 条第 1 項 ・ 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例(平成 9 年条例第 2 号)第 10 条第 1 項 | |
| | 基 準 | <p>次に該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の管理上支障があるとき。</p> | |
| | 設定年月日 | 平成 9 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 | 総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。) | |
| | 内 訳 | 経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 7 日 | |
| | 設定年月日 | 平成 9 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 |
| 備 考 | | | |